



本郷台中だより

～学ぶ楽しさを知り、夢や希望を育む学校～

令和5年度第2号

令和5年4月28日

文京区立本郷台中学校

校長 江熊 秀昭

いのちと人権を考える 校長 江熊 秀昭

5月は「いのちと人権を考える月間」です。

日頃意識することは少ないかもしれませんが、私たちの生活は日本国憲法で様々な権利が保障されています。特に三大原則である「国民主権・平和主義・基本的人権の尊重」は、小学校から高校まで社会科の授業で繰り返し学びます。

人権に関する重要な条文は

日本国憲法第13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

意味（参考文献：「こども六法」 弘文堂 山崎総一郎著）

国民は誰もが、一人ひとりがかけがいのない違う個人として尊重されます。

生命、自由、そして自分の幸せを願い、追い求める権利は、他人や社会に迷惑をかけない、他の人の権利を侵害することでない限りは何よりも大切にしなければならない。

そして、このことは、法律や規則を作る時や政治を行う時は常に一番に考えなければならないことである。

当然のことですが、国民というのは大人だけではなく、こどもも含まれます。しかし、こどもというと「こどもなのだから、こどものくせに…」と言われることも。そこで、すべてのこどもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現するために、令和5年4月から『**こども基本法**』が施行され、「全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること・自分の意見を表明するなど」が明文化され、こどもの人権が再確認されました。

本郷台中は『みんながしあわせを感じられる学校』を目指しています。得意不得意なことは誰でもあり、事情があって一緒に活動できないなど様々な人の集団です。全ての意見や事情に応えることは、現実的に難しいものがあります。その際に、話し合ってお互いに納得できる(許せる)合意形成ができる学校を皆さんと創り上げたい。「人権」と難しく考えるのではなく、「他人も自分も大切にする」「人が嫌がることをしない」といった当たり前のことを

実践してください。そこから学び、成長した皆さんが、社会に巣立っていくことで世の中が少しずつ良い方向に向かっていくことを期待しています。最後に次の条文の意味をよく考えて日々生活して下さい。

日本国憲法第12条

「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。」

子どもは未来である。



生徒の活躍

- ・堀江健太郎 本郷消防少年団副団長 皆勤賞
- ・男子バスケット部 ETP杯 第3位

5月行事予定

1日	日	開校記念日		
3日	水	憲法記念日		
4日	木	みどりの日		
5日	金	こどもの日		
8日	月	区中研総会 給食後下校		
11日	木	3年音楽鑑賞教室(文京シビックホール)		
13日	土	土曜授業公開・部活動保護者会・PTA総会		
15日	月	生徒会朝礼・春の交通安全運動(本郷三丁目交差点)		
18日	水	研修会・学習支援教室		
19日	金	2年防災宿泊		
20日	土	2年防災宿泊(～8時)・湯島小学校運動会		
21日	月	学年朝礼・学力向上を図るための調査(3年)		
24日	水	避難訓練		
26日	金	生徒総会・英語検定		
27日	土	本郷小学校運動会・湯島天満宮大祭		
28日	日	湯島天満宮大祭		
29日	月	全校朝礼・教育実習始・学力向上を図るための調査(2年)		